



平成20年1月9日

鳥取県議会議長 鉄永 幸紀 様  
鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県人事委員会委員長 高橋 敬一

船舶に乗り組む職員の給与に関する報告及び勧告並びに意見の申出  
について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、船舶に乗り組む職員の給与について、別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について、別紙第2のとおり勧告するとともに、職員の旅費について、別紙第3のとおり意見を申し出ます。

については、これらの実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

## 別紙第 1

### 職員の給与（海事職給料表の導入等）に関する報告

本委員会は、船舶に乗り組む職員（以下「船舶乗組員」という。）の給与について、昨年10月9日の職員の給与に関する報告でも言及したとおり、勤務の特殊性から見直す必要があると考え、検討を重ねてきた。その結果は、次のとおりである。

#### 1 本県の状況

本県は船舶を4隻所有しており、船舶乗組員には、現在全員に行政職給料表を適用している。その職務の級は表1のとおりである。

また、一部の船舶乗組員に対しては、その職務の特殊性から、特殊勤務手当として航海手当を実績に応じて支給している。

表 1

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
若鳥丸	通信長 二等航海士等 甲板長等 甲板員等	通信長 二等航海士等 甲板長等 甲板員等	通信長 一等航海士等 二等航海士等 甲板長等 甲板員等	機関長 通信長 一等航海士等	機関長	船長
第一鳥取丸・はやぶさ	航海士等 船員	航海士等 船員	船長 機関長 航海士等 船員	船長	船長	
ゆみはま	船長 機関長	船長 機関長	船長 機関長			

(注) 1 この表において「二等航海士等」とは二等航海士及び二等機関士を、「甲板長等」とは甲板長、操機長、司ちゅう長及び冷凍長を、「甲板員等」とは甲板員、操舵手、操機手、機関員及び司ちゅう員を、「一等航海士等」とは一等航海士及び一等機関士を、「航海士等」とは航海士、機関士及び通信士をいう。

2 係長級及びそれに相当する職以上（3級以上）への任用に際しては、人事委員会規則により、人事委員会の選考が必要とされている。

#### 2 国家公務員の状況

国家公務員である船舶乗組員には、海事職俸給表(一)及び海事職俸給表(二)が適用されている。これらの俸給表の適用範囲は、資格要件及び職務内

容に基づき区分して定められており、海事職俸給表(一)は遠洋区域及び近海区域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、事務長、事務員等を、海事職俸給表(二)は原則としてそれ以外の船舶乗組員をそれぞれ対象としている。

また、これらの俸給表の級別標準職務は、船舶乗組員の職務の実態に即するよう船舶の種類、船舶乗組員の種類ごとに区分して定められている。

これらの俸給表は、船舶乗組員の職務の特殊性及び勤務時間の割振りの特殊性等を勘案して、行政職俸給表(一)より高い水準となるよう配慮されている。

### 3 他の都道府県の状況

船舶を所有する都道府県においては、3分の1を超える団体が海事職給料表を導入している。その多くは、国の海事職俸給表(一)を基準としてそれぞれの団体の実情に応じて給料表を作成しており、その標準職務は、概ね国に準じたものとなっている。

また、海事職給料表を導入していない団体の多くは、船員法(昭和22年法律第100号)に規定する職員には行政職給料表を、部員には技能労務職の給料表を適用している。

### 4 給与改定及び旅費の見直しに当たっての考え方

こうした状況を踏まえ、船舶乗組員の給与については、次のとおり取り扱うことが適当であると考ええる。

#### (1) 海事職給料表の導入

船舶乗組員については、海上勤務の特殊性を給料表で考慮することが適当であり、その職務の専門性にふさわしい処遇が図られる必要がある。このため、国の海事職俸給表の構成を勘案した上で、本県の実態を反映するよう、行政職給料表の職務の級に応じ、表2に掲げる職務の級となるように構成した海事職給料表を新たに設ける必要がある。

表2

行政職給料表の職務の級	海事職給料表の職務の級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	4 級
5 級	
6 級	5 級

新たな海事職給料表の級別標準職務表は、現在の本県の実態を基本として、

現在行われているいわゆる「わたり」の廃止に伴う見直し及び職制の見直しの検討結果を踏まえ、国の状況も参考にしながら定めることが適当である。

なお、海事職給料表への切替えに当たっては、わたりの廃止に伴う切替えを行った後の状態を基礎として行うことが適当である。

## **(2) 特殊勤務手当（航海手当）の見直し**

現在、職員が水産試験船又は実習船に乗り組み、沿岸3マイル以遠の海域において試験調査、実習又は講習のための航海業務に従事した場合に航海手当が支給されている。これについては、新たに海事職給料表を設けることによって、その職務の特殊性が給料表において考慮されることとなるため、夜間又は荒天時に行われる危険な業務を除いて廃止することが適当である。

なお、その他船舶乗組員に支給されている特殊勤務手当についても、これに伴う所要の見直しを検討する必要がある。

## **(3) 旅行手当の廃止**

現在、船舶乗組員が外国旅行のうち、水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする旅行で、公海上の航海、漁ろう等を行う場合には、職員の旅費等に関する条例に基づき、旅行手当が支給されている。

しかし、旅行手当は、特定の外国旅行の場合に、船賃、日当、宿泊料、食卓料等の普通旅費に代えて支給されるものであり、県の所有する船舶で旅行する場合は、そのいずれの費目の旅費も生じないのが実態であることから、廃止することが適当である。

## **(4) 実施時期**

これらの改定は、平成20年4月1日から実施すること。

## 別紙第 2

### 勸 告

職員の給与について、次の措置を講じることを勧告する。

#### 1 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の改正

- (1) 別記第1のとおり、海事職給料表を新設すること。
- (2) 海事職給料表級別標準職務表を報告で述べた趣旨を考慮して新設すること。
- (3) 海事職給料表への切替えは、別記第2の切替要領によること。

#### 2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年条例第39号）の改正

航海手当の支給は、沿岸3マイル以遠の海域において行う試験調査、実習又は講習のための航海業務のうち、日没時から日出時までの間において行われる業務（船室内で行われるものを除く。）又は気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条若しくは第5条に規定する注意報若しくは警報のうち航海業務において危険と認められるものが発令されている期間に行われる業務に限ること。

#### 3 改定の実施時期

これらの改定は、平成20年4月1日から実施すること。

# 別記第 1

海事職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,400	215,300	258,300	313,600	356,300
	2	141,700	217,000	260,100	316,100	358,800
	3	143,000	218,700	261,900	318,600	361,300
	4	144,300	220,400	263,700	321,100	363,800
	5	145,400	221,900	265,300	323,600	366,300
	6	146,900	223,600	267,300	326,100	369,500
	7	148,400	225,300	269,300	328,600	372,700
	8	149,900	227,000	271,300	331,100	375,900
	9	151,200	228,700	273,400	333,600	378,900
	10	152,700	230,500	276,200	336,100	382,000
	11	154,200	232,300	279,000	338,600	385,100
	12	155,700	234,100	281,800	341,100	388,200
	13	157,100	235,900	284,700	343,600	391,200
	14	158,800	237,700	287,600	346,100	394,000
	15	160,500	239,500	290,500	348,600	396,800
	16	162,200	241,300	293,400	351,100	399,600
	17	163,800	243,200	296,200	353,600	402,500
	18	165,700	245,300	298,900	356,100	404,600
	19	167,600	247,400	301,600	358,600	406,700
	20	169,500	249,500	304,300	361,100	408,800
	21	171,200	251,400	306,900	363,600	410,700
	22	173,000	253,300	308,800	366,000	412,700
	23	174,800	255,200	310,700	368,400	414,700
	24	176,600	257,100	312,600	370,800	416,700
	25	179,200	259,100	314,400	373,300	418,500
	26	181,400	261,100	316,300	375,700	420,300
	27	183,600	263,100	318,200	378,100	422,100
	28	185,800	265,100	320,100	380,500	423,900
	29	187,900	266,900	321,800	382,700	425,500
	30	189,800	268,800	323,600	384,900	427,200
	31	191,700	270,700	325,400	387,100	428,900
	32	193,600	272,600	327,200	389,300	430,600
	33	195,400	274,300	328,800	391,400	432,200
	34	197,000	275,900	330,400	393,200	433,500
	35	198,600	277,500	332,000	395,000	434,800
	36	200,200	279,100	333,600	396,800	436,100
	37	201,800	280,700	335,300	398,700	437,500
	38	203,400	282,200	336,900	400,200	438,500
	39	205,000	283,700	338,500	401,700	439,500
	40	206,600	285,200	340,100	403,200	440,500
	41	208,200	286,800	341,600	404,500	441,400
	42	209,600	288,300	343,100	405,900	442,200
	43	211,000	289,800	344,600	407,300	443,000
	44	212,400	291,300	346,100	408,700	443,800
	45	213,600	292,900	347,700	410,200	444,500
	46	215,100	294,300	349,100	411,600	445,200
	47	216,600	295,700	350,500	413,000	445,900
	48	218,100	297,100	351,900	414,400	446,600
	49	219,500	298,500	353,200	415,800	447,300
	50	221,000	299,800	354,700	416,700	448,000
	51	222,500	301,100	356,200	417,600	448,700
	52	224,000	302,400	357,700	418,500	449,400
	53	225,500	303,800	359,100	419,200	450,100
	54	227,100	304,900	360,500	419,800	450,800
	55	228,700	306,000	361,900	420,400	451,500
	56	230,300	307,100	363,300	421,000	452,200
	57	231,700	308,200	364,500	421,600	452,900
	58	233,300	309,300	365,800	422,200	453,600
	59	234,900	310,400	367,100	422,800	454,300
	60	236,500	311,500	368,400	423,400	455,000
	61	238,000	312,500	369,600	424,000	455,600
	62	239,500	313,600	370,200	424,600	456,300
	63	241,000	314,700	370,800	425,200	457,000
	64	242,500	315,800	371,400	425,800	457,700

	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	
再任用職員以外の職員	65	243,800	316,700	371,800	426,400	458,200
	66	245,300	317,600	372,300	427,000	458,900
	67	246,800	318,500	372,800	427,600	459,600
	68	248,300	319,400	373,300	428,200	460,300
	69	249,800	320,300	373,900	428,900	460,800
	70	251,300	321,000	374,400	429,500	461,500
	71	252,800	321,700	374,900	430,100	462,200
	72	254,300	322,400	375,400	430,700	462,900
	73	255,900	322,900	376,000	431,400	463,400
	74	257,400	323,500	376,500	432,000	
	75	258,900	324,100	377,000	432,600	
	76	260,400	324,700	377,500	433,200	
	77	261,700	325,400	378,100	433,900	
	78	263,100	326,000	378,600	434,600	
	79	264,500	326,600	379,100	435,300	
	80	265,900	327,200	379,600	436,000	
	81	267,200	327,800	380,200	436,500	
	82	268,600	328,200	380,700	437,200	
	83	270,000	328,600	381,200	437,900	
	84	271,400	329,000	381,700	438,600	
	85	272,700	329,500	382,300	439,100	
	86	274,000	329,900	382,800	439,800	
	87	275,300	330,300	383,300	440,500	
	88	276,600	330,700	383,800	441,200	
	89	278,000	331,100	384,400	441,700	
	90	279,200	331,500	384,900		
	91	280,400	331,900	385,400		
	92	281,600	332,300	385,900		
	93	282,600	332,500	386,500		
	94	283,500	332,900	387,000		
	95	284,400	333,300	387,500		
	96	285,300	333,700	388,000		
	97	286,300	333,900	388,600		
	98	287,000	334,300	389,100		
	99	287,700	334,700	389,600		
	100	288,400	335,100	390,100		
	101	289,000	335,300	390,700		
	102	289,600	335,600			
	103	290,200	335,900			
	104	290,800	336,200			
	105	291,500	336,600			
	106	292,100	336,900			
	107	292,700	337,200			
	108	293,300	337,500			
	109	293,900	337,800			
	110	294,400	338,100			
	111	294,900	338,400			
	112	295,400	338,700			
	113	295,800	338,900			
	114	296,200				
	115	296,600				
	116	297,000				
	117	297,200				
	118	297,600				
	119	298,000				
	120	298,400				
	121	298,600				
	122	299,000				
	123	299,400				
	124	299,800				
	125	300,300				
	126	300,600				
	127	300,900				
	128	301,200				
	129	301,600				
再任用職員		229,000	235,000	284,200	326,400	356,300

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別記第2

- 1 海事職給料表適用の日（以下「切替日」という。）の前日において行政職給料表の適用を受ける職員のうち、切替日において海事職給料表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する別表第1の新級欄に定める職務の級とする。
- 2 1の規定による新級を決定される職員（3に規定する職員を除く。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて別表第2に定める号給とする。
- 3 1の規定により新級を決定される職員のうち、切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定める職員の切替日における号給は、人事委員会の定めるところにより、他の職員との権衡上必要な調整を行うことができる。

別表第1

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級
4級	4級
5級	
6級	5級



## 別表第2

切替日の前日において行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	11	7	7	7	15	11
2	12	8	8	8	16	12
3	13	9	9	9	17	13
4	14	10	10	10	18	14
5	15	11	11	11	19	15
6	16	12	12	12	20	16
7	17	13	13	13	21	17
8	18	14	14	14	22	18
9	19	15	15	15	23	19
10	20	16	16	16	24	20
11	21	17	17	17	25	21
12	22	18	18	18	26	22
13	23	19	19	19	27	23
14	24	20	20	20	28	24
15	25	21	21	21	29	25
16	26	22	22	22	30	26
17	27	23	23	23	31	27
18	28	24	24	24	32	28
19	29	25	25	25	33	29
20	30	26	26	26	34	30
21	31	27	27	27	35	31
22	32	28	28	28	36	32
23	33	29	29	29	37	33
24	34	30	30	30	38	34
25	35	31	31	31	39	35
26	36	32	32	32	40	36
27	37	33	33	33	41	37
28	38	34	34	34	42	38
29	39	35	35	35	43	39
30	40	36	36	36	44	40
31	41	37	37	37	45	41
32	42	38	38	38	46	42
33	43	39	39	39	47	43
34	44	40	40	40	48	44
35	45	41	41	41	49	45
36	46	42	42	42	50	46
37	47	43	43	43	51	47
38	48	44	44	44	52	48
39	49	45	45	45	53	49
40	50	46	46	46	54	50
41	51	47	47	47	55	51
42	52	48	48	48	56	52
43	53	49	49	49	57	53
44	54	50	50	50	58	54
45	55	51	51	51	59	55
46	56	52	52	52	60	56
47	57	53	53	53	61	57
48	58	54	54	54	62	58
49	59	55	55	55	63	59
50	60	56	56	56	64	60
51	61	57	57	57	65	61
52	62	58	58	58	66	62
53	63	59	59	59	67	63
54	64	60	60	60	68	64
55	65	61	61	61	69	65
56	66	62	62	62	70	66
57	67	63	63	63	71	67
58	68	64	64	64	72	68
59	69	65	65	65	73	69
60	70	66	66	66	74	70

(号給)	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)
61	71	67	67	67	75	71
62	72	68	68	68	76	72
63	73	69	69	69	77	73
64	74	70	70	70	78	73
65	75	71	71	71	79	73
66	76	72	72	72	80	73
67	77	73	73	73	81	73
68	78	74	74	74	82	73
69	79	75	75	75	83	73
70	80	76	76	76	84	73
71	81	77	77	77	85	73
72	82	78	78	78	86	73
73	83	79	79	79	87	73
74	84	80	80	80	88	
75	85	81	81	81	89	
76	86	82	82	82	89	
77	87	83	83	83	89	
78	88	84	84	84	89	
79	89	85	85	85	89	
80	90	86	86	86	89	
81	91	87	87	87	89	
82	92	88	88	88	89	
83	93	89	89	89	89	
84	94	90	90	89	89	
85	95	91	91	89	89	
86	96	92	92	89		
87	97	93	93	89		
88	98	94	94	89		
89	99	95	95	89		
90	100	96	96	89		
91	101	97	97	89		
92	102	98	98	89		
93	103	99	99	89		
94		100	100			
95		101	101			
96		102	101			
97		103	101			
98		104	101			
99		105	101			
100		106	101			
101		107	101			
102		108	101			
103		109	101			
104		110	101			
105		111	101			
106		112	101			
107		113	101			
108		113	101			
109		113	101			
110		113	101			
111		113	101			
112		113	101			
113		113	101			
114		113	101			
115		113	101			
116		113	101			
117		113	101			
118		113				
119		113				
120		113				
121		113				
122		113				
123		113				
124		113				
125		113				

### 別紙第 3

## 意 見

職員の旅費について、次の要綱のとおり改正されるよう意見を申し出る。

#### 旅行手当廃止のための職員の旅費等に関する条例に関する改正要綱

- 1 職員の旅費等に関する条例（昭和45年条例第48号）の改正  
旅行手当を廃止すること。
- 2 改定の実施時期  
この改定は、平成20年4月1日から実施すること。